

第5回古賀市障害者施策推進協議会報告

表題の件について、下記のとおり実施したので、会議録を作成します。

1. 日時 平成27年3月26日(木) 19:00から
2. 場所 サンコスモ古賀 201・202会議室
3. 出席委員 出席13名
会長：佐々木(裕) 副会長：山崎
委員：荒木、有田、大塚、河村、小峠、占部、橋本、檜山、村山、由衛、川島
欠席3名
委員：鶴原、黒木、佐々木(嘉)
4. 議題
(1)「第3期古賀市障害者基本計画」について
①パブリック・コメント実施結果(案)
②答申(案)
5. 資料
【資料1】パブコメ実施結果(案)
【資料2】基本計画答申(案)
【資料3】第4期障害福祉計画(案)
6. 議事の概要

① パブコメ実施結果

別添資料「第3期古賀市障害者基本計画」(案)のパブリック・コメント実施結果(案)に基づく説明。

(パブリックコメント実施結果についての説明)

(提出意見等を考慮した結果及びその理由についての説明)

【質問・意見】

会長：11番の回答について、意見では「先天的なものに対する予防についても記載していただけたらと思います。」となっているが、回答のほうは「後天的なものも含んでいる～」となっているが。

⇒(回答)

事務局：申し訳ありません。後天的ではなく先天的の誤りです。

② 基本計画答申(案)

事務局：続いて答申（案）について説明させていただきます。

（別添 第3機古賀市障害者基本計画について（答申）（案）に基づき説明。）

【質問・意見】

会長：文言等含めた修正や意見等ありましたらお願いします。ひとつずつ行きますか？

1 番目はどうでしょう。何か少し伝わりにくい感じはあるような気がします。

副会長：少し長いのでどこかで切ったほうがいい。この文章だと共生する社会の実現に向けて努力するというのと、もう一つは積極的な支援をするという2つのことが文章に入っているという印象を受ける。

委員：最初の「障がい者が」はいらないのではないか。固くなる。

⇒（回答）

事務局：共生社会という言葉を入れるべきなのかなというところがあったが、それを入れてしまうと副会長が言われたように目標が2つあるように受け取られるのでどうかと思う。

会長：「共生する」と書かれると、既に障がいのある人とない人を分けているという感じがする。

委員：「相互に人格と個性を尊重し合い」だからいいのでは。

会長：「共生社会の実現のために」というのは障がいを持っている人・持っていない人、両方に対してのアプローチ、後半部にあるのは障がい者へのアプローチ。やはり分けないといけないのでは。

⇒（回答）

事務局：それでは今の意見を踏まえて、例えば「障がいの有無によって分け隔てられることのない社会の実現に向けた障がい者の自立や社会参加の支援等の積極的な推進を図られたい」というのはどうか。

委員：「社会の実現に向けて」ではないのでしょうか。そして先程言われたように「相互に人格と個性を尊重し合いながら」というのは重複して分かりにくくなる。やはり、文章全体が長いので、一番大事なところを分かりやすくすべき。

委員：1の3行を2つに分けては。「共生する社会の実現」で切ってしまって「障がい者の自立や～」というところを2つ目にいうことは出来ないのか。とにかく盛り込んだ感があって何が言いたいのか分かりにくくなっている。どうしても省きたくないところがあるなら2つに分けたほうがいいのでは。

会長：例えば「障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指してもらいたい。そのために障がい者の自立や社会参加の支援等の積極的な推進を図られたい」ではどうか。

委員：共生する社会・共生社会という名目なら「障がいの有無によって分け隔てられることなく共生社会の実現に向けて、障がい者の自立や社会参加の支援等の積極的な推

進を図りたい」というほうがよいのでは。

「相互に人格と個性を尊重し合いながら」というのが修飾がどこにかかるか分からないので、共生社会の実現に向けてというほうがいいのかと思う。

会長：何かありませんか

⇒（回答）

事務局：例えば「障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向けて、障がい者の自立や社会参加の支援等の積極的な推進を図りたい」ではどうか。

会長：通じやすくなった。

委員：「共生する社会の実現に向けて」というのを上に持ってきて、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者の自立や社会参加の支援等の積極的な推進を図りたい」ということであれば2つの目的が一つになる。

事務局：もう一度確認します。「共生する社会の実現に向けて、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者の自立や社会参加の支援等の積極的な推進を図りたい」。

委員：この基本にあるのは、おそらく基本的人権の共有だと思う。その基本的人権を共有するかけがえのない一人一人を個人として認めた上でというので、そこをところを抑えておかないといけない。それがあれば今のでいいと思う。

会長：基本的人権というのを言葉として、どこか入れたほうがいいのか。

委員：1番というのは、そもそも障害者基本法的一条をそのまま持ってきている。これに基本的人権というのを盛り込んだら、障害者基本法一条がそのまま丸々になる。

会長：ここから進まなくなるとなかなか大変なので、ここは置いておいて2番に行きます。「関係予算を踏まえつつ」はいるんですかね。

⇒（回答）

事務局：この部分は取っていただいて大丈夫です。

会長：要は限られた予算の中、効率的なサービスを十分に検討してもらいたいということですかね。最初のところを外して「障害福祉サービスが必要な障がい者に対して、十分なサービスが受けられる体制づくりを図りたい」というのでは。

1、2番は総論的な形の文章ですが、3、4番は具体性があるような感じがしますが。親なき後というのは最初から少し話題になっていた部分があるので、もう少しインパクトのあるものが作れるといいですが、どうでしょう。

委員：事務局案として、「親なき後」を入れたのは、基本計画の中で特別な項目がないという形で、色々な意見を聞いて、これも必要という形で出ているのか。

⇒（回答）

事務局：3、4番については今までの協議会の中で皆様から出された意見を踏まえて入れている部分になる。

副会長：すごく古賀市のことが書かれていると思ったが、1番、2番との差が大きいなあと思う。

委員：親なき後というのはありがたいというか大事なことと思う。

会長：これを市長が見て、今後どのようになるのか。

⇒（回答）

事務局：これは答申なので、この協議会から古賀市に答申をいただいて、今後の施策に反映させられる分はさせていく、難しい部分は今後は検討課題としていくような形になります。

会長：単に要望に近い形なのか。

⇒（回答）

事務局：計画は計画として踏まえた上で、その先、要は計画にない部分3番、4番は検討して欲しいという協議会の意見をいただくという形になる。

会長：そうであれば、3番、障がい者の高齢化、障がいの重度化、「親なき後」を見据えた支援体制を積極的に考えていただきたいとか構築してもらいたいとかの表現になる。

委員：そちらの方がいいと思う。ここでは積極的に書いてもらいたい。

会長：支援体制を積極的に構築していただきたい、その結果がこの連携になるのかもしれないが。

委員：先程の2番目に戻るが、この障害福祉サービスが必要な障がい者に対して十分なサービスが受けられるよう関係予算を特に図られたいと言ったらいいと思う。

会長：予算の充実をということですか。

委員：我々として提案ということであれば、限られた予算の中でも関係予算を作って、使っていただきたいというような文言であればよいのでは。

会長：障害福祉サービスが必要な障がい者に対して十分なサービスが受けれるよう予算措置をお願いしたいということですか。

⇒（回答）

事務局：あくまで、この協議会からの答申であり、これは、あくまでも叩き台としてお示ししているものです。

会長：とりあえず4番目に行きますか。これは介護保険を使うか自立支援を使うかという話ですか。

委員：「本計画に盛り込むべきものではないものの」と書いてあるけれども、この4番に65歳以上のことを文として書いてくれたことには感謝している。これから先、障がい者と要介護の人たちとの合致点がなかなか見いだせないと思うので、ありがたい。

委員：障がい者が介護保険のほうに65歳過ぎると移行するということが、その年齢に達して、初めて気付く。この文を入れていると介護保険の申請が必要ということも分かると思う。これを入れてもらおうと皆そうなのかと思うので、感謝している。「盛り込むべきものではないものの」というところが気になりますが。

委員：基本的には悪い言葉だが、本来は盛り込むべきことではないので、書いてもらってだけでもよしとしたほうがいい。

委員：「盛り込むべきものではない」という書き方はよくない。本計画には盛り込まないけどもというぐらいのところ。そのことも考えてはいますよというような感じで「盛り込まないが」くらいがよさそうに思う。

委員：項目がもう一つあれば、一番下に付けて本計画には盛り込まないがと書くと、これは議論されたのだということが非常に目立つ。4項目にもう一つ何かあって、このことを一番下に付記として書くといいのでは。

⇒（回答）

事務局：1、2番と3、4番の大きさが違うと話もありましたが、1、2番を付けて、その後にこの3、4番を付記という形もあるのかなと思う。

会長：こんな短い4つしかないのに主文が2つで付記が2つというのはアンバランス。具体的なのは3、4番のほうで、あみかけで「障がい者の高齢化」とか「親なき後」とか「65歳以上の障がい者」とかそういうところを強調するような感じが後々の議論に残りやすい気がする。

副会長：ここの大きさというのは上は大きく、下は小さくとかあるのか。

⇒（回答）

事務局：そういうことはない。小さい方から大きい方とか、バラバラでも違和感を感じると思うので、大きい方から並べたという形。

副会長：かなり抽象的なことを述べるより、具体的なことを述べたほうがいいと思う。

⇒（回答）

事務局：3番の分を1番、4番を2番に持ってきて、1、2番を3、4番にするというのはどうか。

委員：でもまとめ方としては概論とか総論が先にあるのが普通。

会長：1、2が総論で人権に配慮した社会の実現と予算措置があって、3、4番の前に「具体的に以下の2つを要望し」などを書いて、1つは障がい者の高齢化、親なき後積極的な支援体制を作ってほしいということと、2つ目は65歳以上の障がい者は介護保険で一律対応するのは無理がある。個別に応じた対策を検討していただきたいというような形ではどうか。

⇒（回答）

事務局：例えば1、2番を答申の1、2番として、その後は具体的には以下2つについて要望したいとして、3、4番の内容を点で表すこととし、一つの点で3番、もう一つの点で4番というのはどうか。

会長：点よりも①、②のほうが良い。

⇒（回答）

事務局：①で「障がい者の高齢化、障がいの重度化、「親なき後」を見据えた支援体制の積

極的な構築を願いたい」、②は「65歳以上の障がい者については介護保険の規定による保険給付が優先されることから本計画には盛り込まないが、個別ニーズ・・・」。

会長：65歳以上の障がい者については介護保険での一律の対応が困難である。障がい者の個別ニーズに答える対策が必要であるとか、その辺を書いておいて、最後に本計画には盛り込むべきではないが積極的に検討願いたいとかではどうか。

⇒（回答）

事務局：「65歳以上の障がい者については介護保険での一律の対応が困難である。障がい者の個別ニーズに従い、適切な支援が受けれる・・・」では。

会長：本計画には盛り込まないが、別途検討願いたいとか。

副会長：もし良かったら一度、文章で出していただけたら。

委員：盛り込むべきではないと言っているものの、古賀市のものだから、こういうのを含めても問題ない、入れてもいいのでは。

⇒（回答）

事務局：国の制度上の問題なので、書いてもいいが、それを実現するのは難しいと思います。文章を整理させていただいて会長とやり取りさせていただき最終的な答申案としてまとめるという形でよろしいでしょうか。

会長：後は次第の3番目の今後について。

事務局：先程の答申案について、修正案を会長、副会長に提示させていただき、答申案を確定させていただき、その後、市長への答申とさせていただきます。今年度中ということになるので修正できたものを提示させていただいて年度内にさせていただければと思う。

答申につきましては相談させていただいて市長の方へ年度内に答申という形を考えています。今後、資料につけている障害福祉計画とこれまで議論いただいた基本計画について固めさせていただき27年度第3期の基本計画と第4期の福祉計画とさせていただきたいと思う。こちらも今年度中に確定させていただき、時期的には4月になると思うが印刷に入らせていただき、前回のような形の計画書を作成したいと思う。作成については1カ月くらいはかかると思う。印刷が4月なので出来上がりは5月くらいになるかと思う。

併せて、この時に26年度の実績の報告というのをさせていただきたく、5月くらいで、この施策推進協議会を開催させていただけたらと思う。今説明した中で障害者の基本計画については、これまでのご意見を踏まえて修正させていただいているところです。中身について意見がありましたらお願いします。基本的なところは修正しておりますので、文字修正などお気づきの点がありましたら連絡をお願いします。

それでは第4期古賀市障害福祉計画について説明させていただきます。

(第4期古賀市障害者福祉計画(案)について説明)

会長：5 p の古賀市の考え方の部分の施設利用者数の60人というのは、古賀市にある施設を全部合わせた入所者の数のことか古賀市に住民票がある人で施設入所を利用している人の数か。

⇒(回答)

事務局：後者です。住民票が古賀市の人です。

会長：グループホームも施設なので、地域移行というのは在宅ではなく、新たなグループホームということなのか。グループホームという地域ということで考えていいのか、在宅という考え方なのか。

⇒(回答)

事務局：グループホームは在宅という考え方。

会長：あと6 p の地域生活支援拠点の「圏域に1つを整備する」というのは3障害全部をひっくるめての扱いなのか。

⇒(回答)

事務局：国のほうから提示がこれだけしかなく、県に確認しても現段階の状況までしか分からないということなので、この図からすると3障害含めないとできないのかなと思うが、詳しい情報はまだ来ていない状況です。

会長：咲やみどりとはまた別の話ですか。

⇒(回答)

事務局：一緒でもいいのかもしれない、そういう生活の拠点づくりと聞いている。

副会長：圏域の中でそういう機能がうまく機能しておけばベストということなのか。

⇒(回答)

事務局：県との話の中では、市町村レベルで拠点を作れと言われても難しい、これは古賀市だけではなく、福岡県の他の市町村全てそのような話で、そうであれば圏域として少なくとも1つというところで考えていかないとということで話をしている。

会長：圏域というと。

⇒(回答)

事務局：糟屋になります。

委員：今の圏域というのは生活支援センターというのは福岡で13福祉圏域というのがありますが、それとは整合性がないのか。

⇒(回答)

事務局：その福祉圏域と同じと思われます。

補足になるが、地域生活支援拠点等の整備ということで、先程説明しましたが、市町村または圏域に1つ作れという話を聞いているが、具体的にどういう形のものを作らないといけないのか、内容がわからない状況で計画の策定期間になって

いるのでこういう表現になっている。

事務局：何か修正箇所があればとは思うので、ご意見を踏まえ修正したつもりなので、後は確認していただきたい。

副会長：パブリックコメントで修正しますと回答しているところは修正されてるかどうか見ないといけない。

⇒（回答）

事務局：まずはパブリックコメント4番のところ、339名が全数調査になっているということと年齢構成について修正するということになっている。これについては9pのアンケート結果のところに記載させていただき、年齢構成についても年齢層別の数字を入れさせていただいた。パブリックコメントの6番については第3編第1章生活の支援になるが、22p施策の方向（1）サービスの充実と質の向上①というところで修正している。パブリックコメントの25番については34p施策の方向（2）権利擁護①のところで修正している。

事務局：基本的には今までのご意見を踏まえ作っているもので、誤字とか脱字などあれば、印刷するまでまだ少しあり修正が可能なので、後日でも気付いた点があれば報告いただきたい。

副会長：タイムリミットはいつになりますか。

⇒（回答）

事務局：印刷業者とやり取りする中で最終校正がいつくらいになるかというのが今の段階ではまだ何とも言えないが、4月の中旬くらいまでは大丈夫かと思う。

会長：基本的にはお任せしておけば大丈夫ですか。

⇒（回答）

事務局：はい。

最後に一言よろしいでしょうか。皆様方のおかげをもちまして、計画をある程度目処を立てることができました。皆様方におかれましては常日頃、社会福祉活動にご協力いただいている中で、更にこのような形でご協力いただきましたことに重ねて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

委員：すごく時間が非常に短くて、自分たちが考えていたのと全体的に全然違うような感じがする。やはりもう少しこちらで検討する時間を長くしてほしいし、自分たちも勉強不足だっただろうが、今考えてみるとこんなことも書かなくてはいけない、入れておいてほしいというのもあり、自分に言わせれば重度の子を切り捨てのような形になっており、残念だと思う。知的障害の子どもたちとか最重度と言われる人たちのこととかそういうのは簡単に書いてあって、施設とかは働ける人は働きなさいとか、いわゆる予算勘定、お金が少なくてすむような感じで国が指針を出している、それに乗ったような形でしか、この計画が出てないという感じなので、

ある程度は仕方ないと感じながら、自分でも残念かなという思いがある。終わって
からいうのも申し訳ないが、自分自身の反省点として、そういうふうを考える。

会長：どうしても数字が出るところが出るので、本当は大事だけれどというところが課題
として残るので、最後にそういう話をさせていただくといいのかなと思いました。と
いうことで終了してよいですか。

事務局：はい。

会長：ありがとうございました。